

## 資料 運営協議会の活動から学ぶもの、新施設へのフィードバック

### 1. 過去の問題解決

#### (1) 最終処分場の問題

多摩地区 27 市町の自治体は、共通の課題であるごみの埋立地確保に向け、昭和 55 年「東京都三多摩地区廃棄物広域処分組合」を設立し、地元の町や住民の協力を得て、ようやく 59 年 4 月、日の出町に谷戸沢廃棄物広域処理場を開場した。

各市町は減量対策を進めたが、ここも平成 9 年度中に満杯になり、平成 10 年には日の出町の皆様のご理解とご協力によって、新たにほぼ同規模の二ツ塚廃棄物広域処理場が日の出町に完成、武蔵野市も焼却灰や粉碎、減容した不燃ごみの埋め立てを始めた。しかし、この次の処分場の確保は大変困難な状況で、最終処分場の延命のためにも、ごみの発生抑制・資源化がさらに求められている。

最終処分場は三多摩の 25 市 1 町が搬入し、各団体に対して年度毎に搬入配分量が定められている。近年ごみ中のプラスチック類が増加し、これらは軽くて容積が大きいため武蔵野市の搬入量は毎年超過し、雪だるま式に貯まっていった。配分量を上回ると莫大なペナルティ料を払わなくてはならない。武蔵野市では、埋め立て量を減らすために焼却灰の資源化を検討し始めた。

埋め立てる焼却灰を減らすため、武蔵野市は焼却灰資源化試行事業として、株式会社テクノジャパン桜川実証実験プラントに焼却灰を研究のために提供、焼却灰を加工し有害物が溶出しないニューハードにし、セメント系固化資材として軟弱地盤、道路等に使用される予定であった。しかし、テクノジャパンには問題があり、この事業はうまくいかなかった。

運営協議会でもこの問題が論議され、平成 9 年にテクノジャパン桜川研究所を視察が行われたが、施設の敷地は狭く、周囲には枯木、濁った田んぼの水に、信頼できる事業なのか疑わしいものであったという。

平成 10 年、テクノジャパンの倒産によりこの事業は中止になった。その後、江戸崎町の倉庫の持ち主より倉庫賃貸料の滞納とニューハード（製品名）の処分について裁判が起こされた。焼却灰を搬入した武蔵野市を含む自治体が訴えられ、平成 17 年に和解、その処理費用を武蔵野市も負担した。運営協議会で問題にされてから、10 年経過しての決着であった。

平成 12 年、容器包装リサイクル法により、資源化のシステムができて、容器プラスチック類の分別が開始された。平成 15 年、資源化できないプラスチック類の焼却により、埋め立てごみの容積を小さくし、家庭ごみの有料化などでごみの減量、資源化が進められた。最終処分場の基準や配分量も守れるようになったが、ごみがなくなるわけではない。二ツ

塚最終処分場は 10 年ほどで満杯、この後の埋め立て用地はない。

そのため、埋め立て処分場を延命するため、武蔵野市では平成 18 年より、以前埋め立てていた燃えないゴミも金属を取り除いて焼却し、焼却灰としてエコセメント化し、活用している。現在武蔵野市では、燃えるゴミ、燃えないゴミともに焼却灰にしてエコセメント化しているため、二ツ塚処分場にはゴミの埋め立てを行っていない。

今後さらにごみの資源化を推進し、環境負荷が少ない適正な処理をする必要がある。武蔵野市は、ごみの収集・処理過程で、ごみ収集車の天然ガス車への移行やクリーンセンターの環境対策、さらには地球温暖化対策など、環境への負荷が少ない方法を積極的に採用している。

桜川村の経験を忘れず、エコセメント事業についても客観的に信頼できる事業が、しっかり見守っていく必要がある。

### 武蔵野市のごみ減量の取り組み

昭和 53 年 1 月	古紙の資源化(新聞紙、雑誌、段ボール)
9 月	空き缶、空きびんの資源化
平成 4 年 11 月	プラスチックの減容施設稼働
平成 9 年 10 月	事業系ごみの有料化
平成 11 年 10 月	サンパリエ桜堤の生ごみ資源化
平成 12 年 7 月	容器包装リサイクル法に基づき、ペットボトル・その他プラスチック類の分別収集開始
平成 13 年 4 月	家電 4 品目のリサイクル法施行
10 月	粗大ごみシール制の導入
平成 15 年 4 月	ふれあい・狭あい道路の戸別収集
10 月	埋め立てごみ(資源化できないプラスチック類を含む)の焼却開始
	パソコンリサイクル法施行
平成 16 年 8 月	収集袋に入るプラスチック類は、可燃ごみとして収集
10 月	家庭ごみの有料化・戸別収集開始

## (2) クリーンセンターの更新

### 施設の改修工事

苦難の道を歩み昭和 59 年に稼働したクリーンセンターは、当時の公害に関する諸法律を満たす最新設備を設置し、計画的に整備計画を立て毎年計画的に予防保全のため定期的に施設整備を実施してきた。しかし、十数年経過した時点で、主要設備に経年劣化による腐食と、磨耗や耐用年数を迎える機器類が生じ始めた。また、平成 9 年頃からダイオキシン類が社会問題化にもなってきた。

今後も適正に施設を使用するうえで、定期的な整備や補修では不十分なため、クリーンセンターは、基幹的施設整備およびダイオキシン類削減対策整備を行い、施設の更新

や改修により事故リスクを回避して安全・安定稼働をを図る目的で、平成8年から5カ年計画で、約44億円をかけて事業の見直しを行った。

主な事業内容は、以下のようにダイオキシン類削減という新たな対策に重点を置いた。

ごみクレーンの自動化

燃焼施設の改造

燃焼ガス冷却設備の設置...排ガス冷却塔の設置

排ガス処理施設の構造変更...ダイオキシン対策のためのバグフィルターの設置

通風設備の更新 等

## 改修後の経過

クリーンセンターの改修工事は、通常のごみ処理が滞らないように、5カ年に渡って焼却運転計画整備事業の整合性を保ちながら、平成12年に改修を終えた。

改修後の測定でも、ダイオキシン類削減の効果は現れており、その後は施設の定期的整備をしながら安定したごみ処理が行われている。また、建設当初予想されていた以上に、施設の状態は良好で、後10年はもつといわれている。できるだけ長く稼働できるように施設を大切に使うために、市民の側からもごみの分別や減量に努めることが必要である。

運営協議会は、この間、常に改修状況が報告され、時には施設内を見学しながら、安全に改修が行われているか見守ってきた。重要ながら難しい改修内容を、広報「運営協議会だより」に繰り返し掲載するなど、地域住民に理解できるようわかりやすく伝える努力を行った。

## (3) 収集方法の移り変わり

### 試行錯誤の分別方法および事業系ごみの有料化

クリーンセンター建設後、粗大不燃処理施設で金属類の機械選別が可能になり、金属も不燃物も混入して排出してもよいとされた時期があった。しかし、さまざまなものが混じり合った中では空き缶などの純度が落ち、有価物としての価値が下がり、逆有償(経費を支払って引き取る)という現象がおき、空き缶類は分別収集となった。

さらに、事業者の減量を促進するため事業系ごみの有料化が実施された。また、流通の変化や便利な使い捨て容器の登場により、プラスチック類がごみとして排出されるようになり、ごみの6割を占めるようになった。

これら容器類の発生を抑制する法律が公布され、武蔵野市も平成12年7月から実施になった。この法律が「容器包装リサイクル法」である。武蔵野市はこの法律にのっとり、プラスチック容器類の資源化のため、分別を始めた。

### プラスチック類の分別変更

容器包装リサイクル法によってプラスチック類の資源化は進んだ。しかし、最終処分

場への配分量の算出方式が変更され、武蔵野市はさらに搬入量の削減が必要になった。

その対策として、プラスチック類を含む埋立てごみ焼却が提案され、試験焼却や周辺住民への説明会を経て、平成 15 年 10 月より焼却が始まった。

### 戸別収集と家庭ごみの有料化へ

平成 16 年 10 月から、ごみの収集がごみ停収集から戸別収集に変わり、一部を除いてごみ停・ごみ集積所が廃止された。その結果、通行する車にごみを潰されたり、犬・猫・カラスによる被害で道路いっぱいにごみが散乱した状態は少なくなった。

また、ごみ停や集積所の近隣の人たちへの迷惑や不法投棄も少なくなり、町全体がきれいになった。なお、家庭ごみの有料化も同時に始まり、不燃ごみが 7 割近く減った。

### 収集方法の変化にともなう問題

ごみの増加や変化とともにごみ問題も深刻化し、武蔵野市はごみ減量のためにさまざまな対策を講じてきた。ごみの収集方法や処理が変われば、中間処理施設であるクリーンセンターの対処も変わるため、運営協議会ではその都度論議されてきた。

例えば、平成 12 年に武蔵野市で容器包装リサイクル法施行の際、プラスチック容器包装と製品の分別が市民にはわかりづらく、ごみ収集の混乱が心配された。市も「ごみの出し方が変わりました」と広報したが、実施当初、予想以上に回収されたプラスチックの容器類や製品類が、クリーンセンター構内の洗車場に緊急避難的に山積みされた。この収集分は分別が悪く、洗っていない汚物の付着したままで、7 月の暑い盛りに一刻も早く処理しないと大変なことになる状態で、市の職員が汗だくで 4 日間処理をし、難局を乗り切った。

このようにクリーンセンター周辺の地域には、収集方法の変更に十分な周知と細心の注意を払わなければ、臭いの発生、汚物から出る蠅類の飛来など、直接、間接的に負荷がかかってくる。

運営協議会は、収集方法が変わるたびに市民一人ひとりのごみの分別が徹底できるよう、市民に対して P R と事業者に対してごみの発生抑制を、市に求めている。

### 最近のごみ収集の移り変わり

平成 6 年	発泡スチロールとペットボトルの拠点回収開始
平成 9 年	容器包装リサイクル法施行
10 月	缶の分別収集再実施
	週 1 回「資源の日」設定。
平成 12 年 7 月	容器包装リサイクル法に基づき、ペットボトル・その他プラスチック類の分別収集開始。可燃ごみ収集が週 2 回、「資源の日」週 2 回に。
平成 13 年 4 月	家電 4 品目のリサイクル法施行
10 月	粗大ごみシール制の導入
平成 15 年 4 月	ふれあい・狭あい道路の戸別収集
10 月	パソコンリサイクル法施行
平成 16 年 8 月	資源化できないプラスチック類は、可燃ごみとして収集
10 月	家庭ごみの有料化・戸別収集開始

## (4) 粗大不燃ごみ処理施設の爆発事故

### 爆発事故の発生と原因

クリーンセンターの稼動以来、粗大不燃ごみ処理施設で、大小合わせて10回ほどの爆発事故が発生した。周辺地域に影響のある事故はないが、大きな爆音がしたり震動を感じたりすることもあり、住民にとっては大きな事故にもなりかねないと不安である。

爆発の原因としては、ごみの中に混入された高圧ガスボンベが破砕機内で爆発したものがほとんどで、ごみを出す市民のモラルが問われる問題である。

小型の卓上ボンベでも「有害ごみ」として出すもの、プロパンガスやアセチレンガスボンベは市で処理できないものであり、それをわからないように可燃や不燃のごみに混入する人がいる。

### 爆発事故の影響

一度爆発事故が起きると、ごみ処理に大きな影響をきたす。今までに大きな事故は3度あったが、機械が大きく破壊され事故後のごみ処理はできなくなり、復旧までに多大な費用がかかった。

平成16年9月末の事故では負傷者も出てしまい、復旧までの2週間は人海戦術でごみ処理を行い、約4500万円も費用を要した。誰かが分別を怠ったために13万市民のごみ処理ができなくなるうえに、復旧に高額な税金が使われる。ほんの少しごみの出し方や分別を配慮すれば、爆発事故は防げる。市民の財産であるクリーンセンターを今後も大切にしなければならない。

### 求められる安全対策

クリーンセンターでは、消防署と協力して頻繁に消防訓練を行っている。また、事故が発生した場合は、現地を確認し、消防署へ通報し、ただちに周辺地域代表である運営協議会委員へ状況を連絡する。必要に応じて広報車を出すこともある。

その後の経過は、運営協議会に報告される。クリーンセンター周辺の住民にとって爆発事故は脅威であり、運営協議会では、繰り返し起こる事故について、市民にごみ出しのルールを守るよう徹底した周知、事故が2度と起きないように十分な安全対策を市に対して求めている。

### 爆発事故の対策

#### 1. 市民等(排出者)に対する啓発PR

- ・新聞折り込みチラシ、市報、ケーブルテレビ
- ・むさしのFMで放送

#### 2. 収集業者に対する研修会の実施

収集関係者に対し注意を促す。収集車乗務者に対し周知チラシの配付。収集時でのごみの確認。

#### 3. 市内工事関係者へ指導強化の要請

市内水道設備団体、武蔵野建設業協会、武蔵野商工会議所へ周知徹底文書提出。

#### 4. 東京都等への指導強化の要請

東京都に対し、高圧ガスボンベの適切な取扱いが図られるよう要請したところ、関係機関に周知徹底を依頼した。

#### 5. クリーンセンター施設としての改善

監視カメラの改造および増設。ガスおよび炎検知器の設置。希釈送風装置の設置。

## (5) ダイオキシン類削減対策

### ダイオキシン類についての心配

ダイオキシン類の問題は施設建設当時から検討されてきたが、平成 10 年 9 月大阪府豊能郡能勢町のごみ焼却施設「美化センター」で、高濃度のダイオキシン類が検出され、新聞・テレビなどが大きく報道し、社会的に大きな問題になった。周辺地域の住民はもちろん、今までごみ問題に無関心だった住民の間にも不安が広がった。

その焼却施設と一部同型のものが、全国に 37 か所あり、武蔵野クリーンセンターも同型であることから、厚生省等の調査や指導が東京都を通じて行われた。

### クリーンセンターの対策

能勢町の「美化センター」と開放型冷却塔（洗浄後の減湿部の水を冷却する所）が同型とはいえ、焼却施設の運転方法が大きく違い、比較にならない。

また、ダイオキシン類濃度が厚生省基準の 80 ナノグラムに対して、クリーンセンターは 6.5 ナノグラムで下回っているものの、これでは平成 14 年度の濃度基準 5 ナノグラムをクリアできないため、平成 8 年から行っている施設改修事業のなかで、焼却炉の改修と排ガス処理設備の構造変更を以下のように行った。

- 1．焼却炉の更新（高温焼却によりダイオキシン類発生を大幅に削減する）
- 2．バグフィルターの設置（電気集塵器に替えて新たに高性能フィルターを設置）
- 3．排ガス処理設備の変更（開放型冷却塔から密閉型冷却塔に変更することによって排出濃度の更なる削減を目指す）

このような対策により、連続高温焼却の実施および排ガスの排出濃度低減が可能になった。

### 土壌調査の実施

東京都の指導に基づいて、クリーンセンターでは施設内の土壌調査が行われ、これを契機に、運営協議会から「クリーンセンター敷地内だけでなく周辺の土壌も調査してほしい」と要望があり、周辺 3 地域を含む市内 6 地点で、平成 10 年より土壌調査が毎年委員立ち合いで行われるようになった。

採取された土壌は、市が委託した専門機関に運ばれ分析される。運営協議会の委員研修でも専門機関を見学されたが、信頼できる施設であるという評価であった。しかし、長年同じ所に任せるのは良くないと、運営協議会の要望で平成 15 年から別の専門機関に変更した。

調査の結果はすべて運営協議会で報告され、市民にも公開されている。今までの分析結果は、当面安全であることが確認されている。

## (6) プラスチック類(資源化できない)の焼却

平成 13 年 10 月、「最終ごみ処分場でさまざまな問題から処分量を早急に大幅に減らさなければならない危機的状況にあり、その解決策として粗大ごみ処理施設を更新、その一環としてプラスチック焼却の方向で検討したい」と、クリーンセンターから運営協議会に提案が行われた。そのためにはまず試験焼却を行って安全を確認し、そのデータに基づき必要な施設の更新を検討したいという内容であった。

協定書に基づきクリーンセンター操業に関するものの変更は、周辺住民の同意が必要である。こうしてプラスチック焼却について、運営協議会とクリーンセンターとの間で 2 年半に渡る検討が行われた。

### 最終処分場の問題

それまでクリーンセンターでは、可燃ごみを焼却処理した灰と、不燃ごみを 15 センチメートル程に破碎したものを合わせた埋め立てごみを、最終処分場に埋めていた。武蔵野市が使用している日の出町の二ツ塚最終処分場は、地元住民の方々のご理解とご協力での建設され、16 年の使用期間で平成 10 年から埋め立て開始になった。

しかし、そのまま埋め立てていると残り 10 年程で処分場も満杯になる見込みであったので、次の処分場建設は不可能なことから、最終処分場の延命化が必要となっていた。

### 武蔵野市のごみの問題

武蔵野市には、さらに緊急に解決を迫られている問題があった。

#### プラスチックの埋め立てごみの量が多い

最終処分場では、使用している各市に対して、埋め立てごみ搬入量の割り当てがあり、延命化のために年々縮小されてきている。

武蔵野市は、商業地域の吉祥寺があるため処分量が多く、搬入配分量を大幅に超えていたうえ（参加自治体の中でワースト 2）、さらに削減を求められていた。この配分量は埋め立てる容量の大きさによって容積で換算されている。武蔵野市の埋め立てごみの重量は何年もほぼ同じであったが、軽いけれど嵩（かさ）があるプラスチック類のために容量が増加していた。

同じように発生量が多くても埋め立て量が少ない市がいくつもあったが、それは処理方法を変更してプラスチック類を焼却するようになったからであった。

#### 埋め立てごみ中の混入物が多い

平成 10 年 5 月から何度も、焼却灰中に乾電池や金属類が多く混ざっていると最終処分場に指摘されていた。また不燃ごみは破碎機のすき間から抜けた自転車のタイヤやスニーカー等ゴム製の靴類、金属類が多く含まれるようになったため、搬入が止められ、改善要請文が出されるようになった。

これに対して焼却灰は手作業や機械類のふるいで大きな金属類を取り除いた。夜間 2 か月、職員が手作業で乾電池除去作業を行ったこともあった。また、金属類の除去

装置を設置したり、広報で市民に分別と混入防止のPRに努めたりした。不燃ごみは手作業でスニーカー等を取り除いていたが、その後順次粗大ごみ処理施設の改造を行い対応した。

武蔵野市は、容器包装リサイクル法により容器プラスチック類の資源化を進めたが、最終処分場への埋め立て配分量変更でさらなる削減が求められ、大きな効果を上げることができなかった。

## クリーンセンターの課題

ごみ処理の基本は、まずごみの発生抑制、次にごみの資源化であるが、この問題は時間の余裕がなく、クリーンセンターで処分できる方法を検討しなければならなかった。

課題は、15センチメートル以上の粒度違反の大きさのものや取りきれなかった金属類の回収を強化して混入物をなくすこと、埋め立て処分量の削減であった。

の解決には、粗大ごみ処理施設の改造と二次破砕機の設置が必要であり、の解決には、資源化できないプラスチック類の焼却か他施設で処理するしかなかった。また、粗大ごみ処理施設の改造はプラスチック類の処理方法によって変わる。

施設の運営にあたって処理施設の変更や処理方法を変更する場合、事前に周辺住民と十分に話し合いをすべきと「クリーンセンター操業に関する協定書」に定められているため、運営協議会で論議された。

その結果、今後の検討のためにもとりあえず試験焼却をしてみることにし、住民に理解できるよう説明が要望され、平成14年1月から3月にかけて、説明会が行われた。

## 周辺住民説明会

説明会では武蔵野市のごみの危機的現状、資源化できないプラスチック類の焼却が必要なこと、試験焼却の安全性などについて説明されたが、住民にとって、今まで燃やせば有害というから分別してきたプラスチックごみの焼却には、大変抵抗があった。しかも可燃ごみと一緒に燃やすが分別は変わらないこと（平成16年から燃やすごみに分別変更）や専門的な内容に対して、難解なものであった。

主な質問には、「靴を別収集できないか？靴の問題とプラスチック類の焼却はどのような関係があるのか？」「ダイオキシン類対策は大丈夫か？」「分別はどうなるのか？」といった内容であったが、他にも市のごみ減量対策、周辺住民や市民への情報の周知方法など、意見や要望も多く出された。

意見や要望は、「情報公開を進めて市全体で論議すべき」「ごみ減量・分別の運動に逆行してごみの増加にならないか。まず減量・資源化が大切」「市や議会にごみ減量の姿勢や方針が見えない。ごみの発生抑制のために、国・製造元への要請をしていくべき」「市民にもっとごみ問題をアピールして」などが出された。

周辺住民にとってやりきれない雰囲気がぬぐえないまま、試験焼却を行うことになった。

## 試験焼却の実施

試験焼却は、平成 14 年 5 月 18 日～24 日の 7 日間、以下の方法で試験焼却が行われた。

### 試験方法

不燃ごみを破碎処理する。

アルミ、鉄など金属類を磁選機で取り除く（金属は資源化）。一部のプラスチック類は減容機で圧縮する。

で処理され、埋め立てごみになった状態のものを可燃ごみピットに入れ、よく混ぜて焼却する。

こうしてダイオキシン類、塩化水素、窒素酸化物などを測定し、焼却時の変化を比較した。同時にごみ質調査も行い、ごみの変化も調べた。これらの測定は計量資格のある、市と利害関係のない専門機関が行った。

8 月に出た結果は、ダイオキシン類や排ガスに含まれるその他の有害物質の分析でも、通常の運転時と変わりなく、すべて基準値以下の数値であった。

クリーンセンターでは、今回使用しなかった 2 号炉のデータを取り、さらに信頼性を高めるために、平成 15 年 1 月 14 日～17 日の 4 日間、2 回目の焼却試験を行った。3 月に出た結果も前回同様、通常運転時と変わらない基準値以下の数値であった。

## 周辺住民の苦渋の選択、焼却実施へ

武蔵野市が試験焼却のデータ解析を依頼した、小島紀徳教授（成蹊大学工学部応用化学科）の見解によると、「高温による窒素酸化物の発生抑制対策と埋め立てごみ中の金属類混入防止対策が必要であるが、周辺地域への環境負荷の増大は見られない」とのことであった。

その結果、周辺住民は、資源にならないプラスチック類を焼却するという苦渋の選択を余儀なくされた。焼却実施にあたって住民からは、市民への説明会の中でごみの分別・減量や資源化をすすめるよう PR を十分すること、ごみの製造元などへもごみの発生抑制を求めることなどを強く要望された。

平成 15 年 7 月から武蔵野市は、市報で市民に知らせ、市内全域で実施説明会を開催、10 月から実施となった。

## その後の経過

ダイオキシン類をはじめ、他の有害物質も焼却前と大きな違いは見られず、環境に対する影響は変わらないが、以前から警告を受けてきたゴム靴などの不適物の混入はなくなり、資源にできないプラスチック類を燃やしたことで嵩（かさ）が減った。

したがって最終処分場へのトラック台数、最終処分場へ搬入する埋め立て量が大幅に減った。この点では大きな効果が出ていると言える。

また、クリーンセンターは、埋め立てごみ焼却に伴い粗大ごみ処理施設を改善し、磁選機の改善、銅やステンレス等の機械で取れないものに対して手選別室を設置した。

武蔵野市はごみの減量・資源化対策を進め、平成 16 年 8 月から一部ごみの分別を変更し、容器包装以外のプラスチック製品は燃やすごみになった。さらに、10 月から「家庭ごみの有料化」が実施され、燃やすごみと燃やさないごみは、有料になった。

施設周辺地域では、分別方法の変更で燃やすごみになったプラスチック類の増加によるダイオキシン類の数値への影響、焼却炉への負担などを心配されていた。しかし、現在までのごみの回収量の状況は、燃やさないごみの激減とともに燃やすごみも減少傾向にある。

これは「家庭ごみ有料化」と「戸別収集」の実施とその際に市内各所で行われた説明会の効果で、プラスチック容器類や古紙類の分別・資源化が大きく増加したためと見られる。

今後、環境を守るためには、焼却による有害排出物を出さない、埋め立てごみを減らすよう、引き続き分別・資源化を進め、さらにごみを出さない努力が大切である。

平成 13 年	7 月	最終処分場から、武蔵野市の埋め立てごみ中に不適物が多く混入していると指摘を受ける。
	10 月	運営協議会に処分場の現状と埋め立てごみの処理検討を説明。
	12 月	運営協議会に埋め立てごみの試験焼却の申し入れ。最終処分場から、搬入ごみの減量化について通知を受ける。
平成 14 年	1～3 月	試験焼却について周辺住民へ説明会開催
	2 月	市議会へ試験焼却について説明
	3 月	運営協議会だより(31号)で「プラスチック焼却を考える」特集で周辺住民に周知
	5 月	市報で試験焼却実施を市民に周知 第 1 回試験焼却実施(7 日間)
	8 月	試験焼却の結果を運営協議会と市議会厚生委員に説明
	10 月	運営協議会に第 2 回試験焼却について説明
	11 月	市議会厚生委員会に同じく行政報告
平成 15 年	1 月	第 2 回試験焼却実施(4 日間)
	3 月	試験焼却の結果を運営協議会と市議会厚生委員会に報告。
	4 月	全市民に試験焼却の結果を市報で周知。 埋め立てごみ中の不適物が多く混入していると指摘を受ける (5 月下旬まで手作業で除去)。
	5 月	粗大ごみ処理施設内で手選別コンベアを設置、8 人体制で不適物の除去作業開始。
	6 月	クリーンセンターのお知らせ 5・6 号で、周辺住民に最終処分場の現状と埋め立てごみの焼却実施予定を周知。 埋め立てごみ焼却実施について市議会厚生委員会に報告。
	7～9 月	周辺住民及び全市民へ対して埋め立てごみ焼却実施について説明会開催
	9 月	市報・運営協議会だより(34号)で埋め立てごみ焼却実施について周知。
	10 月	埋め立てごみ焼却開始(1 日より)

## 2. 運営協議会委員から見た過去の課題

年月	課題	行政の対応等	市民の取り組み
昭和 60 年 8 月	2000 万円迷惑料	嫌悪施設との発言。周辺住民に迷惑をかけない施設と説明したこととの矛盾	受け取らないことを決める
平成 3 年 8 月	委員視察への制約	小牧岩倉不燃減容施設、松山クリーンセンター泊研修についての予算の支出への問題視	国内の先進施設の見学は必要であり、協定書にも新技術の導入について項目があると主張
平成 5 年 8 月	事業系ごみ搬入報告	事業系ごみの大量搬入を相談なしに実施。今後は報告事項に入れると回答したが、現在は処理量のみ報告	データ開示請求で部分開示
平成 6 年	建て替えについてのシンポジウム	パネラーなど準備後、市長の意向により中止。	パネラー等に、会長が説明に廻る
同年	広域支援協定書	運営協議会に相談無く締結	行政不信で委員が辞任
平成 7 年 8 月	最終処分場延命化についての市報	明確な説明無く、市報を廃棄。この号は欠番となっている	
平成 7 年 ~	桜川村への焼却灰搬出	事後報告で済まそうとしたが、後日詳細説明。実証実験としてデータ提出を拒否し、トンあたりの処理費用も出せないと拒否。その後、桜川村への搬出中止。業者倒産のため、後始末など訴訟となった	現地視察を要求したが認められず、委員有志で自費にて視察。搬出データの請求を行い、拒否された後は開示請求を行い部分開示。
継続	町ごとの収集量データ	収集地域や収集方法によって違うので困難としている	何度も請求したが、いまだに実現せず
継続	データの公開体制	生データはいつでも開示であるが、解説がないため、一般市民に分かりやすくない	冊子にしたものを常設するよう希望。
継続	資料室の開設要求	平成 20 年に開設	運営協議会で要求しつづけた。今後は、内容の充実を希望。

### 3. 今後の課題

現クリーンセンターは、運営協議会及び周辺住民の監視・提案に応えてきた結果、従来のごみ処理施設に付随した「迷惑施設」というイメージを取り払い、住環境に溶け込んだ施設づくりを目指してきた。マイナスイメージの施設から、ニュートラルなイメージの施設になりつつあるが、今後さらにプラスイメージの施設へ転換していくためには、常にこれまでの周辺への配慮を継続するとともに、「情報公開」「説明責任」「チェック&フィードバック」のシステムを明確な形にし、ソフト面においても安全・安心かつオープンな施設である必要がある。

このことから、新施設において、以下の項目を提起する。

#### 全市的な参加のあり方

クリーンセンターの運営は、ごみを出す全市民及び市内で事業を営む関係者の問題であるが、運営協議会の委員は周辺地域3団体よりのみ選出されている。新施設の運営協議会においては、市内全域の住民及び事業者などが参加する形を模索すべきである。

#### 専門家の参加

クリーンセンターに関する情報には、専門的な知識を要するものが数多く存在するが、多くの住民は専門知識を有さない。委員研修や独自の努力によって情報の精査に必要な知識を獲得してきた住民・委員もいるが、継続的に運営協議会及び市民がクリーンセンターの運営に関して必要な知識を得るため、その課題に適正な廃棄物に関する専門家を、運営協議会に公平な立場で加えることなどを検討するべきである。

#### 操業協定書

「情報公開」「説明責任」「チェック&フィードバック」のシステムが、行政職員・運営協議会委員の交代によって損なわれず、適切にし続けるために必要と思われる事柄を精査して明記し、市側はこれを遵守することにより、さらなる信頼関係を培っていく。

## 武蔵野クリーンセンター操業に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という）と北町五丁目町会、緑町三丁目町会および緑町二丁目三番地域住民協議会（武蔵野緑町パークタウン自治会・武蔵野緑町二丁目第2アパート自治会を総称する）（以下「乙」と総称する）は武蔵野クリーンセンター（以下「工場」という）の操業に関し、つぎのとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は「武蔵野市公害防止に関する条例」の精神に基づき地域住民の健康と安全、利益と権利をそこなうことのないよう、快適な生活環境を保全し整備することを目的とし、そのために必要な措置を講ずるものとする。

### （工場の規模および運営）

第2条 工場は、処理能力65トン（24時間）焼却炉3基と処理能力50トン（5時間）破砕機1基とし、甲は工場の操業に関し、つぎの事項を遵守する。

- （1）通常は2炉運転までとし、年始の運転は休止するものとする。ただし、休炉中も公害防止対策は怠らないものとする。
- （2）焼却対象ごみは、原則として武蔵野市内のごみとし、分別収集したものとする。なお、事業系持ち込みごみに対しては、分別の徹底を指導するものとする。

### （公害防止対策）

第3条 甲は、工場の操業にあたり、公害関係法令を遵守するとともに、公害の発生を防止するための最善の努力をはらうものとする。

- 2 排ガス、排水、騒音、振動および悪臭については、別表に定める基準値を遵守しなければならない。
- 3 前項に掲げる基準値を超え、もしくは超えることが予想され、または環境を悪化する恐れが生じた場合は、甲は直ちに操業の短縮、操業の停止等の必要な措置を講ずるとともに、速やかにその結果を乙に報告しなければならない。
- 4 甲は、工場施設の事故、故障等が発生した場合、速やかに乙に報告しなければならない。
- 5 公害防止技術の開発がされた場合、甲はそれらの技術の導入をはかることに努める。

### （ごみ収集車対策）

第4条 甲は、ごみ収集車通行による公害を防止するために、つぎの措置を講ずるものとする。

- （1）ごみ収集車の運行管理について、適切な指導を行うものとする。
- （2）ごみ収集車は常に点検整備し、排気ガス等による公害防止に最善をつくすものとする。
- （3）ごみ収集車は随時洗浄し、清潔を保つ等臭気防止対策を講ずるものとする。
- （4）搬入路は清潔保持のため必要に応じて消毒を行うものとする。
- （5）ごみ収集車はクリーンセンター周辺道路上に駐停車しないこととする。

### （公害の監視）

第5条 甲は、工場の操業状況、公害防止対策の実施状況等について乙に報告するとともに、関係資料等については公開するものとする。

- 2 乙が、工場への立入りを求めたときは、甲は、工場運営に支障がない限りこれに応ずるものとする。

(苦情処理)

第6条 甲は、工場の操業に関し、住民が被害を受けまたは住民から苦情の申し出があった場合には、速やかに必要な措置を講じ、施設の改善、被害の補償等誠意をもって解決にあたるものとする。

(健康診断)

第7条 甲は、地域住民を対象に、毎年1回環境健康診断を実施するものとする。

(環境保全)

第8条 甲は、工場周辺地域の環境保全に努め、防災に留意し、緑地の維持管理に努めなければならない。

(ごみの減量および資源化)

第9条 甲は、ごみの減量および資源物の可能な限りのリサイクルについて対策を講じ、ごみ減量、資源化意識の徹底をはかるものとする。

(運営協議会)

第10条 工場の適正な運営をはかるため、甲、乙、の連絡協議機関として「武蔵野クリーンセンター運営協議会」を設置する。

2 運営協議会の構成、運営等に関する必要な事項は別に定める。

3 本協定第3条第3項および第5条第1項に定める報告は、原則として本条に定める協議会の会議において行なう。

(協議)

第11条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ決定する。

付 則

武蔵野クリーンセンター操業に関する暫定協定書(昭和59年10月1日締結)は廃止する。

付 則

武蔵野クリーンセンター操業に関する協定書(昭和62年12月12日締結)は廃止する。

この協定の証として、この証書を4通作成し、甲、乙それぞれが記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成14年2月1日

甲 武蔵野市長

乙 北町五丁目町会会長

緑町三丁目町会会長

緑町二丁目三番地域住民協議会代表

別表(第3条第2項関係)

(1) 排ガス

項 目	基 準 値
ば い じ ん	0.03g/m <sup>3</sup> 以下
硫黄酸化物(SO <sub>x</sub> )	30ppm 以下
窒素酸化物(NO <sub>x</sub> )	150ppm 以下
塩化水素(HCl)	25ppm 以下

## (2) 排水

水質項目	基準値	水質項目	基準値	
温度	45℃未満	カドミウム含有量	0.1mg/ℓ未満	
水素イオン濃度(PH)	5.1以上9未満	鉛含有量	1mg/ℓ未満	
生物化学的酸素要求量(BOD)	600mg/ℓ未満	クロム(6価)含有量	0.5mg/ℓ未満	
		砒素含有量	0.5mg/ℓ未満	
浮遊物質(SS)	600mg/ℓ未満	総水銀含有量	0.005mg/ℓ未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油	5mg/ℓ未満	クロム含有量	2mg/ℓ未満
	動植物油	30mg/ℓ未満	銅含有量	3mg/ℓ未満
沃素消費量	220mg/ℓ未満	亜鉛含有量	5mg/ℓ未満	
フェノール類含有量	5mg/ℓ未満	鉄(溶解性)含有量	10mg/ℓ未満	
シアン含有量	1mg/ℓ未満	マンガン(溶解性)含有量	10mg/ℓ未満	
アルキル水銀含有量	検出されないこと	弗素含有量	15mg/ℓ未満	
有機燐含有量	1mg/ℓ未満	P C B 含有量	0.003mg/ℓ未満	

排水基準の変更に伴い 鉛含有量 1mg/ℓ未満 → 0.1mg/ℓ未満

砒素含有量 0.5mg/ℓ未満 → 0.1mg/ℓ未満 に変更

平成7年2月1日より

平成10年2月16日運営協議会にて報告

## (3) 騒音・振動

		単位	基準値	備考
騒音	朝夕	ホン(A)	45	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後11時まで
	昼間	ホン(A)	50	午前8時から午後7時まで
	夜間	ホン(A)	45	午後11時から午前6時まで
振動	昼間	デシベル	60	午前8時から午後7時まで
	夜間	デシベル	55	午後7時から午前8時まで

騒音・振動基準値は敷地境界線上でのものである。

## (4) 悪臭

場所	敷地境界		
区域の区分	第1種区域		
悪臭物質 臭気強度	2.5		
アンモニア	1ppm	臭気濃度 排出口 敷地境界 300 10	
メチルメルカプタン	0.002ppm		
硫化水素	0.02ppm		
硫化メチル	0.01ppm		
トリメチルアミン	0.005ppm		
アセトアルデヒド	0.05ppm		
スチレン	0.4ppm		
二硫化メチル	0.009ppm		

悪臭基準値は敷地境界線上でのものである。

## 武蔵野クリーンセンター運営協議会要綱

最終改正 平成 17 年 4 月 1 日

### 1 目的及び名称

武蔵野クリーンセンターの運営等に関する諸問題を協議するとともに、地域住民と武蔵野市相互の理解を深め、地域の環境整備、福祉の増進を図るため、武蔵野クリーンセンター運営協議会（以下「協議会」という）を設置する。

### 2 活 動

この協議会は、目的の達成のため、次の活動を行う。

- (1) 武蔵野クリーンセンター運営状況の監視
- (2) 地域住民の理解を深めるための広報活動
- (3) 環境の整備及び維持並びに福祉の増進のための活動
- (4) その他、目的を達成するために必要な諸活動

### 3 構 成

この協議会は、次の委員で構成する。

#### (1) 地元委員

吉祥寺北町五丁目町会選出委員 3人

緑町三丁目町会選出委員 3人

緑町二丁目三番地域住民協議会選出委員 3人

#### (2) 市委員

環境生活部長及びクリーンセンター所長

### 4 役員の選出

地元委員の中から会長 1 人、副会長 1 人、会計 2 人及び会計監査 1 人を選出し、任期は 1 年とする。

### 5 運 営

運営の細目は、この協議会で協議のうえ決定する。

#### 付 則

この要綱は、昭和 59 年 12 月 25 日から実施する。

#### 付 則

この要綱は、昭和 60 年 10 月 1 日から実施する。

#### 付 則

この要綱は、平成 14 年 2 月 1 日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。